

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第107期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	浅香工業株式会社
【英訳名】	ASAKA INDUSTRIAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鳥田 長秋
【本店の所在の場所】	堺市堺区海山町2丁117番地
【電話番号】	(072)229-5137
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 藤田 敏雄
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区海山町2丁117番地
【電話番号】	(072)229-5137
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 藤田 敏雄
【縦覧に供する場所】	浅香工業株式会社東京支店 (さいたま市南区文蔵4丁目11番5号) 浅香工業株式会社名古屋支店 (愛知県春日井市勝川新町3丁目4番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 東京支店及び名古屋支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のために縦覧に供しております。

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第106期 第3四半期 累計期間	第107期 第3四半期 累計期間	第106期 第3四半期 会計期間	第107期 第3四半期 会計期間	第106期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	5,261,193	5,350,286	1,541,195	1,753,945	6,882,699
経常利益又は経常損失( ) (千円)	23,437	25,370	44,889	11,614	35,080
当期純利益又は四半期純損失 ( )(千円)	35,926	71,610	54,603	21,223	21,176
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	829,600	829,600	829,600
発行済株式総数(株)	-	-	10,370,800	10,370,800	10,370,800
純資産額(千円)	-	-	2,150,513	2,133,106	2,201,602
総資産額(千円)	-	-	4,974,202	5,284,725	4,831,794
1株当たり純資産額(円)	-	-	214.68	213.01	219.82
1株当たり当期純利益又は四半期 純損失( )(円)	3.60	7.17	5.47	2.12	2.12
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	2.00
自己資本比率(%)	-	-	43.1	40.3	45.4
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	5,057	50,516	-	-	116,697
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	28,471	71,384	-	-	33,586
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	57,709	48,441	-	-	129,541
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	655,317	870,466	700,125
従業員数(人)	-	-	157	157	156

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が無いため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第106期第3四半期累計期間、第107期第3四半期累計期間、第106期第3四半期会計期間及び第107期第3四半期会計期間は、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第106期は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	157	(16)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
生活関連用品(ショベル類)	251,332	-

- (注) 1. 金額は平均販売価格によっております。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 商品仕入実績

当第3四半期会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	商品仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
生活関連用品	1,064,011	-
物流機器	482,938	-
合計	1,546,949	-

- (注) 1. 金額は平均販売価格によっております。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 受注状況

当社の製品(ショベル類)は受注見込による生産方法をとっております。

#### (4) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
製品		
生活関連用品(ショベル類)	263,186	-
商品		
生活関連用品	1,026,138	-
生活関連用品 計	1,289,325	-
物流機器	464,619	-
合計	1,753,945	-

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、企業の景況感も上向き、業績も回復傾向で推移してまいりましたが、輸出の減速や円高の進展を始め、政府の個人消費浮揚策も終焉を迎え足踏み状態となっており、予断を許さぬ状況となりました。

このような情勢下におきまして、当社は懸命な拡販策をとってまいりました。厳しい経営環境は変わらず苦戦を重ねておりますが、徐々に成果も表れつつあり、また、近年になかった降雪により当第3四半期会計期間の業績につきましては、売上高は1,753百万円（前年同期1,541百万円）になりました。

利益面につきましては、更なるコストの低減・諸経費の節減等、全社をあげて損益改善に努力を重ねました結果、営業利益は6百万円（前年同期は47百万円の営業損失）、経常利益は11百万円（前年同期は44百万円の経常損失）となりましたが、保有株式の時価の下落による投資有価証券評価損25百万円を特別損失として積み増し計上した結果、21百万円の四半期純損失（前年同期は54百万円の四半期純損失）となりました。

なお、セグメント別の業況は次のとおりであります。

#### （生活関連用品）

ショベルにつきましては、土木建築関連の需要の減少や、廉価品との価格競合等もありましたが、12月に入ってから降雪もあって国内向け売上高は232百万円となりました。輸出は価格調整等も踏まえ受注に努めました結果、売上高は30百万円となり、ショベル類全体の売上高は263百万円となりました。

また、アウトドア用品類、工事・農業用機器類も土木建築関連の需要の減少、個人消費の低迷等の影響で苦戦を要しましたが、除雪用品の好調な動きもあって、売上高は1,026百万円となりました。

#### （物流機器）

物流機器関連の市場も若干回復の傾向が見られますが、依然として価格競合は厳しく受注に結びつかない物件も多く、売上高は464百万円となりました。

### (2) 財政状態の分析

以下の記載内容は前事業年度末と比較しております。

#### （流動資産）

現金及び預金は161百万円増加し950百万円となりました。受取手形及び売掛金は360百万円増加し1,766百万円となったものの、未収入金は18百万円減少し269百万円となりました。また、商品及び製品は117百万円増加し991百万円となりました。その結果、流動資産の残高は597百万円増加し4,126百万円（前事業年度末は3,529百万円）となりました。

#### （固定資産）

有形固定資産は34百万円減少し329百万円となりました。投資有価証券は107百万円減少し365百万円となりました。その結果、固定資産の残高は144百万円減少し1,158百万円（前事業年度末は1,302百万円）となり、総資産合計は452百万円増加し5,284百万円（前事業年度末は4,831百万円）となりました。

#### （流動負債）

支払手形及び買掛金は458百万円増加し1,661百万円となりました。短期借入金は69百万円増加し1,037百万円となりました。また、賞与引当金は20百万円減少し15百万円となりました。その結果、流動負債の残高は519百万円増加し2,877百万円（前事業年度末は2,357百万円）となりました。

#### （固定負債）

固定負債の内訳は前事業年度末と比べて大きな変動はなく、残高は1百万円増加し274百万円（前事業年度末は272百万円）となりました。

#### （純資産）

利益剰余金は91百万円減少し829百万円となりました。これは配当金の支払額19百万円と第3四半期累計期間の四半期純損失71百万円によるものであります。また、その他有価証券評価差額金は29百万円増加し3百万円となり、繰延ヘッジ損益は5百万円減少し10百万円となりました。その結果、純資産合計は68百万円減少し2,133百万円（前事業年度末は2,201百万円）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、第2四半期会計期間末に比べて107百万円増加し870百万円となりました。

なお、当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、76百万円（前年同期は76百万円の支出）となりました。これは主に仕入債務の増加額が59百万円となったものの、売上債権の増加額及びたな卸資産の増加額の合計が135百万円となったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、69百万円（前年同期は9百万円の支出）となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入85百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、113百万円（前年同期は12百万円の収入）となりました。これは主に短期借入金の純増額140百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為（議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為）を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響を持ちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が、必要不可欠なものであると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は寛文元年（1661年）に創業いたしました。その後、明治24年にシヨベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声無くして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場の中で、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考え、企画開発室を中心に新製品の開発、既存商品の改善等に取り組んでおります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株式等に対する大規模買付行為を行う場合の手続きとして、大規模買付者に対して、買付行為の前に、当社取締役会に対し十分な情報提供をすること、その後、当社取締役会がその買付行為を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとするルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めました。この大規模買付ルールが遵守されない場合、株主の皆様の利益を保護する目的で、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じます。

イ．大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づいて当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。なお、大規模買付ルールに基づいて書面等の作成を要する場合には日本語によるものとし、また、資料等を提供する必要がある場合において、当該資料中に日本語以外の言語により作成されたものが存する場合には、提出者は日本語訳を添付していただきます。

( a ) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って、当社宛に、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、現在保有する当社株式等の数、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

大規模買付行為の提案があった場合には、当社は、適時開示に関する法令および金融商品取引所の規則に従い開示します。

( b ) 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社は、上記意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、提供いただくべき大規模買付情報のリストを意向表明書記載の大規模買付者の国内連絡先に宛てて発送します。

大規模買付情報の主な項目の概要は次のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に最終的に経済的利益を得ることを目的として、当該買付資金を大規模買付者およびそのグループに供給している個人、法人等の概要

大規模買付行為完了後に意図する当社の経営方針、事業計画等

なお、当初提供していただいた大規模買付情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

( c ) 大規模買付情報の検討および意見表明等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式等の買付の場合、初日を含みません。）または90日間（その他の大規模買付行為の場合、初日を含みません。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、必要に応じ独立した外部専門家等（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等を含みます。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して代替案を提示することもあります。

ロ．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

( a ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したものと判断される場合には、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。もっとも、大規模買付ルールが遵守されているものと判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合（以下、かような大規模買付行為を「濫用的買収」といいます。）、当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対策を講じることがあります。具体的には次に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合に、濫用的買収に該当するものと考えます。

真に当社の企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合

当社の経営を一時的に支配し当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的で、当社の株式の買収を行っている判断される場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を買収買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかまたは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、独立の外部専門家等や特別委員会の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、監査役全員の賛同を得たうえで決定することとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合であって、かつ、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当しない場合であっても、当社取締役会として当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、あるいは代替案を提示すること等により、当社株主の皆様を説得する行為を行うことがあります。その場合、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該提案および当該提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款の認めるものを行わせ、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる対抗策を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善であると判断したものを選択いたします。

(c) 具体的対抗策発動時に株主および投資者の皆様にご与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守られることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗策をとることがあります。

しかしながら、当該対抗策の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗策をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗策として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続きは特にありませんが、別途当社取締役会が決定し、公告する株式分割基準日までに株主名簿に記載または記録の手続きを完了していただく必要があります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、当社取締役会が決定し、公告する新株予約権割当基準日における当社の株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が割当てられますので、当該基準日までに株主名簿に記載または記録の手続きを完了していただく必要があります。

(d) 大規模買付ルールの廃止および変更

本対応方針を決定した当社取締役会においては、全取締役の賛成により決議されましたが、当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本対応方針を変更し、または新たな対応策等を導入することがあります。

本対応方針の有効期限は、平成25年6月開催予定の定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

また、有効期限満了前であっても、本対応方針は、当社取締役会の決議により廃止または変更されることがあります。当社取締役会は、本対応方針を継続、廃止および変更することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせいたします。



本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

イ．本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

ロ．本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、基本方針の内容に記載したとおり、当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させることを前提としております。

また、本対応策は、平成19年4月13日開催の当社取締役会にて決定し、同年定時株主総会において、平成22年6月開催の定時株主総会終結後の最初に開催される取締役会の日までを有効期限とし、当社の株式等大規模買付行為への対応方針としてまいりました。

そして、この対応策の一部に修正を行ったうえ、実質的に同一の内容にて更新することを平成22年4月9日開催の当社取締役会で決定し、平成22年6月29日開催の当社第106期定時株主総会において、本対応策の継続に関し、株主皆様のご承認をいただきました。これにより株主の皆様のご意向が反映されておりますので、本対応策は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

ハ．本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として、引き続き特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的ではなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとしております。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、特記すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式 (注)1	10,370,800	10,370,800	大阪証券取引所市場第二部	(注)2 単元株式数 1,000株
計	10,370,800	10,370,800	-	-

(注)1. 当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行しております。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(新株予約権証券)の特質は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権証券は、株価の下落により資金調達額が減少するものであります。

また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合にも資金調達額は減少いたします。

(2) 本新株予約権証券の当初行使価額、修正の基準、修正の頻度、下限行使価額、上限行使価額、割当株式数の上限、資金調達額の下限等は以下のとおりであります。

当初行使価額

533円

修正の基準

毎月第1金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日までの5連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額

修正の頻度

1ヶ月に1回

下限行使価額

266円

上限行使価額

1,066円

割当株式数の上限

この新株予約権証券は、株価の下落によって割当株式数が増加しませんので、割当株式数の上限は定められておりません。

資金調達額の下限

532,000,000円(新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限であります。)

当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項があります。

3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(新株予約権証券)に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

この新株予約権証券の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとしております。

4. 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。  
平成18年5月30日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(注)1、(注)2	1株あたり 266円
新株予約権の行使期間	自平成18年6月15日 至平成23年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 268.86044円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。
新株予約権の行使の条件	1個に満たない新株予約権は、行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 行使価額の修正

行使価額は、本新株予約権の発行後、毎月第1金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(但し、終値(気配表示を含む。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が金266円(以下「下限行使価額」という。但し、(注)2による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が金1,066円(以下「上限行使価額」という。但し、(注)2による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

2. 行使価額の調整

行使価額は、本新株予約権の発行後、当社が時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合には、次に定める算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割、無償割当て若しくは併合、又は、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

### 3. 割当株式数の調整

行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

### 4. 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

### 5. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（新株予約権証券）の特質は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権証券は、株価の下落により資金調達の額が減少するものであります。

また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合にも資金調達の額は減少いたします。

(2) 本新株予約権証券の当初行使価額、修正の基準、修正の頻度、下限行使価額、上限行使価額、割当株式数の上限、資金調達額の下限等は以下のとおりであります。

当初行使価額

533円

修正の基準

毎月第1金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日までの5連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額

修正の頻度

1ヶ月に1回

下限行使価額

266円

上限行使価額

1,066円

割当株式数の上限

この新株予約権証券は、株価の下落によって割当株式数が増加しませんので、割当株式数の上限は定められておりません。

資金調達額の下限

532,000,000円（新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限であります。）

当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項があります。

### 6. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（新株予約権証券）に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

この新株予約権証券の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとしております。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		10,370,800		829,600		509,408

( 6 ) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 382,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,873,000	9,873	同上
単元未満株式	普通株式 115,800	-	1単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	10,370,800	-	-
総株主の議決権	-	9,873	-

## 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 浅香工業株式会社	堺市堺区海山町2 丁117番地	382,000	-	382,000	3.68
計	-	382,000	-	382,000	3.68

(注) 当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)の自己株式数は383,000株(単元未満株式を除く。)となっております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	95	90	84	83	79	79	78	84	90
最低(円)	86	83	74	75	71	72	61	69	75

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

### 3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.3%
売上高基準	0.1%
利益基準	0.9%
利益剰余金基準	2.2%



1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	950,932	789,567
受取手形及び売掛金	3 1,766,232	1,406,071
商品及び製品	991,559	873,585
仕掛品	30,151	25,876
原材料及び貯蔵品	92,839	101,246
未収入金	269,851	288,732
その他	37,086	53,235
貸倒引当金	12,200	9,310
流動資産合計	4,126,452	3,529,002
固定資産		
有形固定資産	1 329,564	1 363,780
無形固定資産	23,665	29,842
投資その他の資産		
投資有価証券	365,732	473,153
その他	448,763	445,541
貸倒引当金	9,451	9,527
投資その他の資産合計	805,043	909,167
固定資産合計	1,158,273	1,302,791
資産合計	5,284,725	4,831,794
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 1,661,267	1,202,683
短期借入金	1,037,152	967,563
未払法人税等	8,924	8,915
賞与引当金	15,500	35,900
その他	154,679	142,866
流動負債合計	2,877,523	2,357,928
固定負債		
長期借入金	93,534	94,502
退職給付引当金	151,200	151,900
その他	29,361	25,861
固定負債合計	274,095	272,263
負債合計	3,151,618	2,630,191

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	829,600	829,600
資本剰余金	509,408	509,408
利益剰余金	829,321	920,910
自己株式	34,073	33,886
株主資本合計	2,134,255	2,226,032
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,604	25,672
繰延ヘッジ損益	10,474	4,477
評価・換算差額等合計	6,869	30,150
新株予約権	5,720	5,720
純資産合計	2,133,106	2,201,602
負債純資産合計	5,284,725	4,831,794

(2)【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	5,261,193	5,350,286
売上原価	3,937,539	4,016,359
売上総利益	1,323,654	1,333,926
販売費及び一般管理費	1,360,230	1,325,900
営業利益又は営業損失( )	36,576	8,026
営業外収益		
受取配当金	5,025	7,517
受取保険金	16,422	16,126
その他	12,403	11,297
営業外収益合計	33,851	34,942
営業外費用		
支払利息	14,231	12,543
手形売却損	5,045	4,618
その他	1,434	436
営業外費用合計	20,711	17,597
経常利益又は経常損失( )	23,437	25,370
特別利益		
貸倒引当金戻入額	19,486	-
特別利益合計	19,486	-
特別損失		
投資有価証券評価損	24,770	75,770
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,500
特別損失合計	24,770	79,270
税引前四半期純損失( )	28,721	53,899
法人税、住民税及び事業税	7,000	6,000
法人税等調整額	204	11,710
法人税等合計	7,204	17,710
四半期純損失( )	35,926	71,610

## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	1,541,195	1,753,945
売上原価	1,149,120	1,305,298
売上総利益	392,075	448,646
販売費及び一般管理費	440,054	441,967
営業利益又は営業損失( )	47,979	6,679
営業外収益		
受取配当金	1,430	1,241
受取保険金	2,132	5,988
その他	6,149	3,844
営業外収益合計	9,711	11,074
営業外費用		
支払利息	4,608	3,899
手形売却損	1,694	1,817
その他	319	422
営業外費用合計	6,622	6,139
経常利益又は経常損失( )	44,889	11,614
特別損失		
投資有価証券評価損	24,770	25,251
特別損失合計	24,770	25,251
税引前四半期純損失( )	69,660	13,636
法人税、住民税及び事業税	2,000	5,000
法人税等調整額	17,057	12,587
法人税等合計	15,057	7,587
四半期純損失( )	54,603	21,223

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純損失( )	28,721	53,899
減価償却費	62,431	53,603
退職給付引当金の増減額( は減少)	8,940	700
賞与引当金の増減額( は減少)	26,400	20,400
貸倒引当金の増減額( は減少)	56,192	2,814
受取利息及び受取配当金	8,875	11,085
支払利息	14,231	12,543
投資有価証券評価損益( は益)	24,770	75,770
売上債権の増減額( は増加)	58,008	342,252
たな卸資産の増減額( は増加)	19	113,843
仕入債務の増減額( は減少)	45,661	463,346
その他	55,953	10,076
小計	37,882	55,820
利息及び配当金の受取額	8,940	11,113
利息の支払額	13,446	12,207
法人税等の支払額	38,434	4,209
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,057	50,516
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	31,432	27,599
定期預金の払戻による収入	38,928	36,576
投資有価証券の取得による支出	5,207	5,576
投資有価証券の売却による収入	-	85,500
有形固定資産の取得による支出	19,333	13,969
保険積立金の解約による収入	18,340	24,902
その他	29,765	28,449
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,471	71,384
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	90,000	70,000
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	127,432	101,379
自己株式の取得による支出	289	187
配当金の支払額	19,987	19,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	57,709	48,441
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	91,238	170,341
現金及び現金同等物の期首残高	746,555	700,125
現金及び現金同等物の四半期末残高	655,317	870,466

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期累計期間の税引前四半期純損失が、3,500千円増加しております。なお、営業利益及び経常利益に影響はありません。</p> <p>また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は3,500千円でありませ</p>

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
たな卸資産の評価方法	<p>当第3四半期会計期間末のたな卸高の算出に関しては実地たな卸を省略し、第2四半期会計期間末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。</p>
繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、または一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

項目	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産減価償却累計額	2,183,393千円	2,157,767千円
2 受取手形割引高	583,708千円	464,510千円
3 四半期会計期間末日満期手形の処理	四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、下記の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。 (千円) 受取手形 11,191 支払手形 95,188 受取手形割引高 68,477	

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (千円) 従業員給料手当 467,907 貸倒引当金繰入額 316 賞与引当金繰入額 13,179 退職給付費用 28,536	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (千円) 従業員給料手当 472,337 貸倒引当金繰入額 2,890 賞与引当金繰入額 13,444 退職給付費用 16,545

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (千円) 従業員給料手当 143,839 貸倒引当金繰入額 25 賞与引当金繰入額 13,179 退職給付費用 9,454	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (千円) 従業員給料手当 151,392 貸倒引当金繰入額 640 賞与引当金繰入額 13,444 退職給付費用 5,501

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (千円) 現金及び預金勘定 735,759 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 80,442 現金及び現金同等物 655,317	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (千円) 現金及び預金勘定 950,932 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 80,465 現金及び現金同等物 870,466

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,370,800株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 383,671株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式  
 新株予約権の目的となる株式の数 2,000,000株  
 新株予約権の四半期会計期間末残高 5,720千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	19,979	利益剰余金	2.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

5. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

デリバティブ取引は、前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

(注)第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、第1四半期会計期間の期首における残高を前事業年度の末日における残高としております。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社の報告セグメントは、構成単位毎に財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に商品及び製品別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う商品及び製品について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業本部を基礎とした「生活関連用品」及び「物流機器」の2つを報告セグメントとしております。

「生活関連用品」は、ショベル類、アウトドア用品類及び工事・農業用機器類の販売を行っております。

「物流機器」は、電動移動棚、回転ラック、運送用具等の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益計 算書計上額 (注)2
	生活関連用品	物流機器	合計		
売上高	4,005,930	1,344,355	5,350,286	-	5,350,286
セグメント利益又は セグメント損失( )	189,915	20,036	169,878	161,852	8,026

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益計 算書計上額 (注)2
	生活関連用品	物流機器	合計		
売上高	1,289,325	464,619	1,753,945	-	1,753,945
セグメント利益又は セグメント損失( )	60,484	739	59,744	53,065	6,679

(注)1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

( 1 株当たり情報 )

1. 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年 3月31日)
1 株当たり純資産額 213円01銭	1 株当たり純資産額 219円82銭

2. 1 株当たり四半期純損失等

前第 3 四半期累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純損失 ( ) 3円60銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失 ( ) 7円17銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失 ( ) (千円)	35,926	71,610
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純損失 ( ) (千円)	35,926	71,610
期中平均株式数 (千株)	9,991	9,988
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

前第 3 四半期会計期間 (自平成21年10月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (自平成22年10月 1日 至平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純損失 ( ) 5円47銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失 ( ) 2円12銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期会計期間 (自平成21年10月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (自平成22年10月 1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失 ( ) (千円)	54,603	21,223
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純損失 ( ) (千円)	54,603	21,223
期中平均株式数 (千株)	9,990	9,987
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

浅香工業株式会社  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 川井 一男 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥田 賢 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている浅香工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第106期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、浅香工業株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

浅香工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川井 一男 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥田 賢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている浅香工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第107期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、浅香工業株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。